

(改訂) 一般廃棄物会計基準

令和3年5月

環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

(改訂)一般廃棄物会計基準

— 目次 —

はじめに.....	1
第一章 一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項.....	3
I 一般廃棄物会計基準の意義.....	3
II 作成主体.....	3
III 財務書類の作成目的.....	4
IV 財務書類の一般原則.....	4
1 理解可能性の原則.....	4
2 目的適合性の原則.....	4
3 信頼性の原則.....	4
4 その他の一般原則.....	5
V 財務書類の構成.....	5
VI 作成の基礎となる計数.....	5
VII 対象期間.....	5
VIII 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業.....	6
IX 連結の手法.....	6
X 本基準の位置づけ.....	6
XI 他の会計との関係.....	6
1 総務省による地方公会計制度に準拠している点.....	6
XII 部門の定義.....	7
第二章 一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領.....	8
I 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表.....	8
1 総則.....	8
2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成.....	8

3	資産の部	8
4	負債の部	10
II	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	12
1	総則	12
2	処理原価	12
III	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	17
1	総則	17
2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	17
3	経常費用	17
4	経常収益	19
5	経常外費用	21
6	経常外収益	22
IV	注記	25
1	財務書類の作成方針	25
2	重要な会計方針の変更	25
3	重要な後発事象	25
4	追加情報	25
5	その他特記事項	26
	様式	27

はじめに

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。

このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。

意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。

一般廃棄物会計基準（以下「現行会計基準」という。）は、市区町村（一部事務組合・広域連合を含む）（以下「地方公共団体」という。）の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したものである。

地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年3月に循環型社会推進

交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。

これを受け、基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行い、現行会計基準を改訂するに至った。

「（改訂）一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき助言するものである。

第一章 一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項

I 一般廃棄物会計基準の意義

- 地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体において進められているところである。
- 地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。
- 一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

II 作成主体

- 財務書類の作成主体は、一般廃棄物の処理に関する事業を行う地方公共団体とする。

Ⅲ 財務書類の作成目的

- 地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意思決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。
- また、この財務書類を作成する目的は、地方公共団体が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにすること「パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）」にある。

Ⅳ 財務書類の一般原則

1 理解可能性の原則

- 理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が、会計の専門知識を有しない一般の住民にとって、できるだけ簡潔にわかりやすく作成され、理解できるものとなっているかを意味する。

2 目的適合性の原則

- 目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が事後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、②情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、③財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。

3 信頼性の原則

- 信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか（中立性）、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。

4 その他の一般原則

- その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、②財務情報が会計期間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。
- なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならないという原則（完全性の原則）については、一般廃棄物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる観点から、本基準では、一般廃棄物の処理に関する事業に係るストック情報（ある一時点の財産残高）を網羅していることを意味する。

V 財務書類の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書とする。

VI 作成の基礎となる計数

- 財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数を基礎として作成する。
- 固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯をその資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもとして、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知）」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているものである。

VII 対象期間

- 財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年（出納整理期間中における取引を含む）とする。

VIII 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

- 地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。
- なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とし、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物については、原則として本基準の対象外とする。
- また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。

IX 連結の手法

- 市町村（特別区を含む）が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成団体との連結は行わない。

X 本基準の位置づけ

- 本基準は、必要に応じて随時改善を重ねていくこととする。なお、本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や環境行政に資する財務書類の作成や原価計算の実施を妨げるものではない。

XI 他の会計との関係

1 総務省による地方公会計制度に準拠している点

- 以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 26 年 4 月）、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）に基本的に準拠している。
 - － 資産・負債の定義、区分
 - － 費用・収益の定義、区分
 - － 減価償却の方法、対象

XII 部門の定義

- 一般廃棄物の処理に関する事業の担当部門を、作業部門、管理部門に区分する。
- 各部門の定義は以下のとおりである。

【作業部門】

- 収集運搬部門…収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬、指定袋やシール等の製造を含む。
- 中間処理部門…中間処理とは、焼却（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）、ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。
- 最終処分部門…最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。埋立地の維持管理等を含む。

【管理部門】

- 管理部門…作業部門の管理業務を行う部門。作業部門の管理とは、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等を指す。

第二章 一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領

I 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

1 総則

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用その他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。

2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式第1号のとおりとする。

3 資産の部

(1) 総則

- 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。
- 資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。
- 資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「その他」に区分して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産の状況を明らかにするという目的に鑑み、「流動資産」「固定資産」の区分を行わない。

(2) 用語の定義

- 資産の取得価額は、取得原価を基礎として計上を行う。ただし、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。
- 資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金（補助金等）を財源とした場合でも、支出金相当額を取得価額から控除しない。
- 固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五-Dに準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
- 減価償却・耐用年数等については、償却資産は、原則として取得年度の翌年度から毎年度減価償却を行うものとする。減価償却は資産の区分ごとに原則として定額法によって行うものとする。
- 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第25号）に規定されている耐用年数に従うこととする。
- 固定資産の計上方法については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知）」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。

(3) 有形固定資産

- 有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであり、かつ原則として取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。
- 有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具体的には、「土地」「施設設備」「車両等」及び「建設仮勘定」に区分して表示する。
- 減価償却の方法について注記する。

(4) 無形固定資産

- 無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具体的には、「ソフトウェア」、「その他」に区分して表示する。

- ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、ソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該年度において費用処理を行う。
- 減価償却の方法について注記する。

(5) その他

- その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産をいう。

4 負債の部

(1) 総則

- 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。
- 負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。
- ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表では、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を区分して表示し、「流動負債」「固定負債」の区分を行わない。

(2) 地方債

- 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係るものをいう。

(3) 長期未払金

- 長期未払金は、地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務をいう。

(4) 退職手当引当金

- 退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に従事する職員に係る金額をいう。
- 退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定する。
- ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。

(5) その他

- その他は、上記以外（賞与等引当金など）の負債をいう。

II 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

1 総則

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、一般廃棄物の処理（収集運搬、中間処理（焼却・資源化等）、最終処分（埋め立て））について、対象期間に要した費用を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常的な処理原価の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。
- 原価計算書においては、作業部門（収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門）における処理原価を算定し、各作業部門の原価は、生活系・事業系に区分して表示する。

（1）原価計算書の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、作業部門ごとに「人件費」、「物件費等」及び「移転費用」に区分して表示する。
- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第2号のとおりとする。

（2）各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法

- 各部門に計上する金額は、原則としてその内容に応じて各部門に計上する。
- 生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握することが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など合理的な基準により按分して計上することができる。

2 処理原価

（1）人件費

- 人件費は、給料、職員手当等、共済費、報酬、退職給与金等をいう。
- 人件費は、「職員給与費（一般職）」「職員給与費（技能職）」「退職手当引当金繰入額」「その他」に区分して表示する。

① 職員給与費（一般職）

- 職員給与費（一般職）は、一般職に係る職員給与費をいう。

【各部門に計上する金額】

- 職員給与費（一般職）は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。

② 職員給与費（技能職）

- 職員給与費（技能職）は、技能職に係る職員給与費をいう。

【職員給与費（技能職）－収集運搬部門】

- 収集運搬部門の技能職（収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。

【職員給与費（技能職）－中間処理部門】

- 中間処理部門の技能職（クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。

【職員給与費（技能職）－最終処分部門】

- 最終処分部門の技能職（埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員等）に係る職員給与費をいう。

③ 退職手当引当金繰入額

- 退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額をいう。

【各部門に計上する金額】

- 退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。

④ その他

- その他には、上記職員給与費（技能職・一般職）及び退職手当引当金繰入額以外の人件費（会計年度任用職員に係る人件費、賞与等引当金繰入額など）をいう。

【各部門に計上する金額】

- その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。

(2) 物件費等

- 物件費等は、「処理費」「委託費」「減価償却費」「その他」に区分して表示する。

① 処理費

- 処理費は、以下の項目をいう。

【処理費－収集運搬部門】

- 収集運搬費…収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいう。

【処理費－中間処理部門】

- 中間処理費…処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。

【処理費－最終処分部門】

- 最終処分費…埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。

② 委託費

- 委託費は、収集運搬、中間処理（焼却・資源化等）、最終処分（埋め立て）の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。

【委託費－収集運搬部門】

- 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

【委託費－中間処理部門】

- 中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

【委託費－最終処分部門】

- 最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

③ 減価償却費

- 減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該年度の負担となる資産価値減少額をいう。
- 減価償却の対象となる資産は、有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く）と無形固定資産（ソフトウェア等）となる。

【各部門に計上する金額】

- 減価償却費は、その対象資産の使用状況等に応じて、各部門に計上する。

④ その他

- その他は、上記処理費、委託費、減価償却費以外の物件費等をいう。

【各部門に計上する金額】

- その他は、内容に応じて各部門に計上する。

(3) 移転費用

- 移転費用は、毎年度経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。
- 移転費用は、「組合分担金等（処理及び維持管理費）」「その他」に区分して表示する。

① 組合分担金等（処理及び維持管理費）

- 組合分担金等（処理及び維持管理費）は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「組合分担金」のうち、処理及び維持管理費に係るものをいう。

② その他

- その他は、上記組合分担金等（処理及び維持管理費）以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常費用）をいう。

Ⅲ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

1 総則

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び収益を明らかにするもので、一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。

2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。
- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様式第3号のとおりとする。
- 費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。

3 経常費用

(1) 総則

- 経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。
- 経常費用は「処理原価」と「管理費用」に区分して表示する。

(2) 処理原価

- 「処理原価」は、原価計算書にて算定された費用をいう。
- 「処理原価」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」に区分して表示する。

(3) 管理費用

- 「管理費用」は、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務に係る費用をいう。

- 「管理費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に区分して表示する。

① 人件費

- 収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない管理部門に係る「人件費」をいう。
- 「職員給与費」「退職手当引当金繰入額」「その他」の人件費をいう。

② 物件費等

- 収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない管理部門に係る「委託費」「減価償却費」「その他」の物件費等をいう。

③ 移転費用

- 毎年度経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出のうち、収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない「組合分担金等（処理及び維持管理費）」「その他」の移転費用をいう。

④ その他管理費用

- その他管理費用は、「支払利息」等の収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業のその他の管理費用をいう。
- 支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの及び、他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額をいう。

4 経常収益

(1) 総則

- 経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。
- 経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に区分して表示する。

(2) 使用料及び手数料

- 使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料をいう。
- 使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」「その他」に区分して表示する。

① 指定袋・シール等販売収入

- 指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の販売収入をいう。

② 直接搬入ごみ手数料

- 直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、事業系直接搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入をいう。

③ その他

- その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料をいう。

(3) 補助金等収入

- 補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。
- 補助金等収入は、「国県等支出金（運営費補助金等）」「[一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）」「その他」に区分して表示する。

① 国県等支出金（運営費補助金等）

- 国県等支出金（運営費補助金等）は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものをいう。

② [一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）

- 一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から経常的に支払われる分担金をいう。

③ その他

- その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）以外の補助金等収入をいう。

(4) その他

- その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入をいう。
- その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に区分して表示する。

① 資源物等売却収入

- 資源物等売却収入は、資源物等の売却収入をいう。

② 売電等収入

- 売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰電力の売却収入をいう。

③ その他

- その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経常収入をいう。

5 経常外費用

(1) 総則

- 経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。
- 経常外費用は、「移転費用」「その他」に区分して表示する。

(2) 移転費用

- 移転費用は、非経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。
- 移転費用は、「組合分担金等（建設・改良費）」「その他」に区分して表示する。

① 組合分担金等（建設・改良費）

- 組合分担金等（建設・改良費）は、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費（資産形成を伴うもの）のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係る一部事務組合等への負担金をいう。

② その他

- その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常外費用）をいう。

(3) その他

- その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の経常外費用をいう。
- その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に区分して表示する。

① 災害廃棄物処理事業経費

- 災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理について国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの等、何らかの補助を受けた事業に係る経費をいう。

② 資産除売却損

- 資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額をいう。

③ その他

- その他は、上記災害廃棄物処理事業経費、資産除売却損以外の経常外費用をいう。

6 経常外収益

(1) 総則

- 経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。
- 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に区分して表示する。

(2) 施設整備補助金等収入

- 施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非経常的に支払われるものをいう。
- 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金（施設整備補助金）」「[一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）」「その他」に区分して表示する。

① 国県等支出金（施設整備補助金）

- 国県等支出金（施設整備補助金）は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。

② [一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）

- 一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から非経常的に支払われる分担金をいう。

③ その他

- その他は、上記国県等支出金（施設整備補助金）、市区町村分担金（建設・改良費）以外の施設整備に係る補助金をいう。

(3) その他

- その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常外収益をいう。
- その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その他」に区分して表示する。

① 災害廃棄物処理事業収益

- 災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理について国庫補助金交付要綱の適用を受けたものや東京電力の賠償等、何らかの補助を受けた事業に係る収益をいう。

② 資産売却益

- 資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をいう。

③ その他

- その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常外収益をいう。

IV 注記

1 財務書類の作成方針

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあたっての、財務書類の作成方針を記載する。

2 重要な会計方針の変更

- 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。
 - ① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更した場合には、その旨

3 重要な後発事象

- 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げるものを記載する。
 - ① 重大な災害等の発生
 - ② その他重要な後発事象

4 追加情報

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項を記載する。
 - ① 3Rに係る先進的な取組事例
 - ② 循環型社会の形成に資する施設の整備状況
 - ③ 場外余熱等利用施設の状況

5 その他特記事項

- その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して記載する。

(例)

- ・ 有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用
(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- ・ 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- ・ リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- ・ 啓発活動に関する事項
- ・ その他

様式

様式第 1 号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
様式第 2 号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
様式第 3 号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書
様式第 4 号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る注記

【様式第1号】

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

(令和〇〇年3月31日現在)

(単位：円)

[資産の部]			
1	有形固定資産		
	(1) 土地		XXX
	(2) 施設設備		
	① 取得価額	XXX	
	② 減価償却累計額	<u>△XXX</u>	XXX
	(3) 車両等		
	① 取得価額	XXX	
	② 減価償却累計額	<u>△XXX</u>	XXX
	(4) 建設仮勘定		XXX
	有形固定資産合計		XXX
2	無形固定資産		
	(1) ソフトウェア		XXX
	(2) その他		XXX
	無形固定資産合計		XXX
3	その他		XXX
資 産 合 計 a			XXX
[負債の部]			
1	地方債		XXX
2	長期未払金		XXX
3	退職手当引当金		XXX
4	その他		XXX
負 債 合 計 b			XXX
(差 引) 資 産 負 債 差 額 c			XXX
(a - b) = c			

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

自 令和〇〇年4月 1 日
至 令和〇〇年3月31日

【処理原価】

(単位：円)

	総額		収集運搬		中間処理 (焼却・資源化等)		最終処分 (埋め立て)	
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系
1. 人件費								
(1) 職員給与費 (一般職)								
(2) 職員給与費 (技能職)								
(3) 退職手当引当金繰入額								
(4) その他								
小 計								
2. 物件費等								
(1) 処理費								
(2) 委託費								
(3) 減価償却費								
(4) その他								
小 計								
3. 移転費用								
(1) 組合分担金等 (処理及び維持管理費)								
(2) その他								
小 計								
処 理 原 価 合 計								
構 成 比 率 (%)								

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

自 令和〇〇年4月 1日
至 令和〇〇年3月31日

【経常費用】		(単位：円)	
1.	処理原価		
	(1) 人件費	XXX	
	(2) 物件費等	XXX	
	(3) 移転費用	XXX	
	合計		XXX
2.	管理費用		
	(1) 人件費		
	(2) 物件費等	XXX	
	(3) 移転費用	XXX	
	(4) その他管理費用	XXX	
	合計		XXX
経常行政コスト a			XXX

【経常収益】			
1.	使用料及び手数料		
	(1) 指定袋・シール等販売収入	XXX	
	(2) 直接搬入ごみ手数料	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
2.	補助金等収入		
	(1) 国県等支出金（運営費補助金等）	XXX	
	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（処理及び維持管理費）	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
3.	その他		
	(1) 資源物等売却収入	XXX	
	(2) 売電等収入	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
経常収益合計 b			XXX

(差引) 純経常行政コスト		XXX
---------------	--	-----

【経常外費用】			
1.	移転費用		
	(1) 組合分担金等（建設・改良費）	XXX	
	(2) その他	XXX	
	合計		XXX
2.	その他		
	(1) 災害廃棄物処理事業経費	XXX	
	(2) 資産除売却損	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
経常外費用合計			XXX

【経常外収益】			
1.	施設整備補助金等収入		
	(1) 国県等支出金（施設整備補助金）	XXX	
	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良費）	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
2.	その他		
	(1) 災害廃棄物処理事業収益	XXX	
	(2) 資産売却益	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
経常外収益合計			XXX

(差引) 純行政コスト		XXX
-------------	--	-----

I. 財務書類の作成方針

(1) 財務書類の作成方針

(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成しています。

II. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

(2) 表示方法の変更

III. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

(2) 組織・機構の大幅な変更

(3) 重大な災害等の発生

IV. 追加情報

(1) 3Rに係る先進的な取り組み事例

(2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

(単位：千円)

事業名	施設区分	竣工年度	総事業費	左記の内、 国庫支出金及び 都道府県支出金

(3) 場外余熱等利用施設の状況

施設名	利用内容	余熱等供給形態
〇〇クリーンセンター	〇〇温浴施設、〇〇温水プール	蒸気、高温水
△△清掃工場	市民センター、△△老人福祉施設	高温水
…	…	…

V. その他特記事項

(1) その他有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用（火災時の事故を終息させるための費用、修理費用）

(2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等

(3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項

(4) 啓発活動に関する事項

(5) その他